

平成 22 年度 事業計画書（案）

目標

一昨年秋に発生した世界的金融危機からの早期脱却が期待された世界経済は、昨年前半の一層急速な後退、落ち込みを経て、後半はアジアの回復を中心に、底打ち、持ち直しの動きも見られる展開となったが、雇用や需要不足の問題を含め、総じて未曾有の厳しい情勢が続いた。わが国経済も、回復力に弱さが見られるとともに、デフレ傾向の顕在化等の問題はあるが、基本的には同様の傾向の中に推移した。

こうした状況の中、トラック運送業界においては、高速料金の引き下げや緊急助成など、国による諸対策が講じられつつも、荷動きの極端な落ち込みをはじめとして、これまでに経験したことのない極めて苦しい一年であった。

平成 22 年度のわが国経済見通しについては、国は補正予算による「明日の安心と成長のための緊急経済対策」や新年度予算に盛り込まれた諸施策により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の穏やかな回復の期待から、景気はゆるやかに回復していくものと見込んでいるが、なお先行きのリスクとして、雇用や消費、海外景気、為替、株価等の諸動向によっては、再度の下ぶれ懸念も無視できず、引き続き予断を許さない状況にあるものと思われる。

このような厳しい諸環境の下、我が国の国民生活、産業経済のライフラインを担うトラック運送業界は、適正運賃確保の実現を最優先課題として引き続き取り組むことをはじめとして、事故防止、環境対策、法令遵守、少子化時代の労働力確保など、われわれに課せられた公共的使命の達成と今後のトラック事業の発展を期して活動を展開していかなければならない。

加えて、自動車関係諸税の負担軽減、環境税等新税の導入や高速道路通行料金の問題、運輸事業振興助成交付金制度の恒久化、さらに新公益法人への移行問題など多くの課題がある。

このため、平成 22 年度においては、国の力強い景気・経済対策の推進を引き続き強く要望するとともに、現下の経営危機の突破と今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会、近畿トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに、以下の 11 項目を重点施策と位置づけ 施策の事業計画に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

【重点事項】

- 1 コストに見合った適正運賃確保と荷主との公正取引の実現促進
- 2 自動車関係諸税の負担軽減・簡素化の実現
- 3 省エネ対策の推進と環境税等過重な負担となる新税導入の絶対反対
- 4 高速道路通行料金問題への適切対応
- 5 運輸事業振興助成交付金の維持活用による各種対策の充実
- 6 交通・労災事故撲滅運動及び環境対策の積極的な推進
- 7 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- 8 少子高齢化に対応した労働力の確保対策の推進
- 9 荷主等対外広報活動の強化
- 10 規制緩和の評価と必要な見直しへの対応
- 11 新公益法人制度への対処

施 策

1 総合物流対策

世界的な金融危機からの回復が期待されたが、昨年後半から失業率が高水準で推移するとともに円高とデフレ傾向が強まり、消費、企業設備が低迷し、依然として厳しい状況である。

このような状況の中、トラック運送事業者は、荷主企業・消費者ニーズに即応できる体制が不可欠であり、社会と共生していくためにも、環境負荷の低減に配慮した高品質な輸送サービスの提供、物流システムの情報化、輸送の効率化・協業化などに努めるとともに、公益法人制度改革への対応及び協会の位置付けについて全日本トラック協会と連携し実施する。

(1) 物流効率化対策

ア 輸送数量の減少傾向の中、物流諸経費の高騰や企業間競争の激化など、厳しい経営環境に置かれているが、荷主等からの高度化・多様化に対応した良質な物流サービスを提供していくため、物流関連施設の整備や既存施設の効率的活用などを促進するとともに、規制緩和の必要な見直しについて、全日本トラック協会と連携して運動を展開する。

イ 高速道路の円滑な運行と物流コストの軽減に努めるとともに、環境ロードプライシングにも関連する高速道路通行料金及び首都高速・阪神高速の対距離制料金の更なる見直し、各種割引制度の拡充、ＥＴＣ専用ゲートの整備促進等を関係先に要望する。

ウ 環境負荷を軽減させる物流システムを構築し、循環型社会への貢献を目指すため、内外への啓発・広報活動・各種研修会を実施する。

(2) 情報化対策

ア 企業が進めている経営の効率化やＩＣＴ化については、国や全日本トラック協会と連携して事業者が効率的な経営を行うためのシステム構築に関する調査研究を行い、３ＰＬ人材育成など実務的な研修を実施する。

イ 荷主企業において、急速に導入が進められている物流ＥＤＩあるいはＩＳＯの普及について、調査研究を行うとともに研修会などを実施する。

2 中小企業対策

トラック運送事業の経営革新を図るため、全日本トラック協会と連携しつつ中小企業新事業活動促進法の普及・促進に努める。

(1) 中小企業者の経営改善に資する経営分析のため、経営実態調査を実施

(2) システムＫＩＴなどによる中小企業者間の情報化並びに輸送効率向上を協同組合連合会と連携して推進

- (3) 高度化・多様化する物流ニーズに対応する人材育成のため、中小企業大学校の各種講座の受講あるいは各種研修事業の実施
- (4) 次代を担う青年経営者育成のため、各種研修会の実施及び青年部会の活動を支援
- (5) 自家用軽油給油施設設備支援助成及び信用保証協会保証料助成事業の実施

3 環境対策

社会との共生とトラック運送事業の持続的発展を目指し、環境対策に関連する諸課題について積極的に取り組む。

また、その取組みの実効性を上げるため車両・関連機器などの導入に際し、引き続き必要な助成措置を講じる。

(1) 自動車NOx・PM法及び自治体条例への対応

自動車NOx・PM法による車種規制、自治体条例による流入車規制に対し、全日本トラック協会などと連携し適切に対応していく。

また、法の車種規制に適合するためのNOx・PM低減装置装着に対する助成事業を実施する。

なお、環境対策に係わる低公害トラックの代替費用や関連機器導入時の助成など公的支援制度の新設あるいは既存制度の拡充について、引き続き国・兵庫県・関係市に要望していく。

(2) 低公害車の導入促進及び最新排出ガス規制適合車の代替促進

より環境にやさしいトラックへの代替を促進するため、圧縮天然ガス(CNG)車・ハイブリッド車・低燃費車などの低公害車導入に対する助成事業のほか、自動車NOx・PM法に対応するための代替融資に対する利子補給事業を推進する。

(3) 排ガスクリーン化対策(ディーゼルクリーンキャンペーン)

自動車からのNOx・PM排出による大気汚染に関しては、その環境基準の達成状況には大幅な改善が見られるが、未だ基準達成が困難な一部の局所地域もあることから、地域環境に配慮した走行を実現するため、車両点検整備の確実な実施や不正軽油の排除などにより、ディーゼル車からの黒煙の排出低減に努める。

また、国・地方自治体などの関係行政機関や全日本トラック協会などと連携し、「ディーゼルクリーンキャンペーン」を積極的に推進する。

(4) エコドライブの普及促進

燃料削減やCO₂排出削減のみならず、大気汚染物質の排出削減や安全性の向上にも有効であるエコドライブのより一層の推進を図るため、エコドライブ講習会を開催しその受講費用を助成するとともに、エコドライブに効果的なEMS(エコドライブ・マネジメント・システム)機器、エコタイヤなど関連機器普及促進のための助成措置を講じる。

(5) グリーン経営認証取得

交通エコロジー・モビリティ財団が作成したグリーン経営推進マニュアルを活用し、事業者の自主的かつ継続的な環境改善に向けた取組みを推進するとともに、「グリーン経営認証制度」の普及促進を図るため認証取得に要した費用の一部を助成する。

(6) 大型ディーゼル車の国道 43 号線等総合対策

大気汚染が深刻化している国道 43 号線運行経路の阪神高速 5 号湾岸線への迂回促進ならびに迂回先道路の通行料金無料化を関係先に要望するのをはじめ、特に大型ディーゼル車の通行対策を総合的に推進する。

(7) 地球温暖化問題への取組み

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化問題について、国・地方自治体・全日本トラック協会などの施策に呼応し、トラック運送業界における CO₂ をはじめとする温室効果ガスの削減に積極的に取り組む。

(8) 関係行政機関及び団体との連携

近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会、近畿トラック協会と連携し、EV（電気自動車）貨物車の実用化に向けての調査研究を実施する。

国・地方自治体・関係団体が主催する各種会議に積極的に参画し、環境対策事業の推進を図る。

(9) 環境対策に関する広報活動

環境対策に関する兵庫県トラック協会の取組みなどを広く社会に PR し理解を得るため、近畿トラック協会と連携し環境キャンペーンを実施するほか、環境対策広報誌「ROOT」の刊行、兵ト協ニュースやホームページを利用したタイムリーな情報の提供に努める。

4 輸送秩序確立対策

トラック運送事業の使命である安全輸送の確保に万全を期すため、適正な運行計画の策定、確実な点呼の実施及び過労運転・速度違反などの防止に努め、関係法令の遵守を徹底するとともに確実な輸送サービスを実践しつつ荷主企業との適正な運送取引の確保を図る必要がある。

平成 22 年度は、安心・安全なトラック輸送の信頼を確かなものとするため、「総合安全プラン 2009」に積極的に取り組み、関係行政機関と連携して実効性のある輸送秩序確立運動とするため業界一丸となった事業活動を積極的に展開する。

(1) 貨物自動車運送事業法等の法令遵守徹底の啓発

ア 運輸安全マネジメント研修会や法令改正説明会など各種研修会の開催

イ 適正化指導員の巡回指導を通じた法令遵守の徹底

(2) 輸送秩序を阻害する行為の防止と関係行政庁との連携強化

輸送の安全を阻害する行為の防止や法令の遵守の指導及び白トラ等の防止を図るための啓発活動の推進

(3) 荷主企業に対する不公正取引の是正と適正な運送条件の設定等についての理解と協力要請

ア 物流セミナー、荷主懇談会等の開催

イ 下請・荷主適正取引研修会の開催

(4) 輸送秩序改善連絡会議（通称：三木会）の定期的な開催

事業者の代表(担当副会長及び正副委員長)も同席して、行政(神戸運輸監理部兵庫陸運部)との情報交換を行う。

(5) 輸送秩序確立委員会及び小委員会の開催

輸送秩序確立委員会を年 2 回開催するとともに、下記の小委員会を設け委員の積極的な意見交換を図る。なお、副委員長は各小委員会を担当する。

ア 適正化啓発小委員会

イ コンプライアンス小委員会

ウ 苦情対応小委員会

(6) トラック事業における総合安全プラン 2 0 0 9 に対する取り組み

ア 安全体質の確立

- ・ 運輸安全マネジメントの普及及び浸透
- ・ 国が作成する「指導・監督マニュアル」や「健康状態に応じた乗務可否の判断基準」などに基づく運転者等に対する指導・監督の充実

イ コンプライアンスの徹底

- ・ 定期点検整備実施率の向上対策
- ・ 安全性評価事業（Gマーク）を会員事業者や荷主等に広く周知

ウ 飲酒運転の根絶

- ・ 点呼時におけるアルコールチェッカー使用の義務づけ

(7) 行き過ぎた規制緩和の必要な見直しについての要望

5 適正化事業実施機関対策

厳しい経済状況の中で輸送需要が回復しない状況下にあって、事業者間競争の激化や再び値上がり傾向にある軽油価格などが加わり、適正運賃の収受が困難となっている。未だ過労運転や社会保険の未加入など不適切な事業運営が観られ、適正な事業運営を行う事業者にとって公正な競争が阻害されかねない状況となっている。このため、適正な運行管理、労務管理等が阻害されることのないよう、今後も、引き続き関係行政機関の指導の下に適正化事業の効果的な諸活動を展開する。

(1) 貨物自動車運送事業者に対する指導

- ア 事業者巡回目標件数 年間 = 840 件 (1 ヶ月平均 70 件)
- イ 事故防止等安全対策の指導及び適正な運行管理に係る指導・啓発
- ウ 深夜早朝時における対面点呼の実施率向上を図るため、運行管理者補助者制度の導入促進
- エ 巡回指導における改善指導事項の事後チェックの徹底
- オ 社会保険・労働保険未加入に対する適正加入の指導並びに関係機関との連携
- カ 定期点検整備の実施率の向上
- キ 安全性評価事業 (G マーク制度) の推進

(2) 無許可運送行為防止のための啓発活動

自家用貨物自動車による営業類似行為 (いわゆる白トラ) を防止するための啓発

(3) 輸送秩序確立に資するための啓発活動及び広報活動

- ア 物流セミナーの開催 1 回
- イ 荷主懇談会の開催 1 回 (取扱部会・食品部会)
- ウ 消費生活センター情報交換会の開催 1 回 (引越部会・路線部会)
- エ 安全性評価事業 (G マーク制度) の推進及び広報
 - ・ 説明会の開催及び新聞 (一般紙) 広告
- オ 下請・荷主適正取引ガイドラインの啓発

(4) 苦情処理活動

- ア 運送事業者、荷主、一般消費者からの苦情等の対応

- イ 地区輸送サービスセンターとの連携による輸送相談並びに苦情等の対応
- ウ 消費生活センターとの情報交換
- (5) 行政との連携強化
 - ア 適正化実施機関の中立性・透明性を図る観点から、各方面の委員で構成する兵庫県評議委員会を開催(年2回)
 - イ 近畿ブロック適正化事業連絡会議における近畿運輸局との情報交換(年2回)
 - ウ 兵庫陸運部と情報交換を行う輸送秩序改善連絡会議(通称三木会)を定期的に行う
 - エ 適正化指導員と行政担当官との連絡会議を随時開催
 - オ 行政が実施する査察及びNOx・PM法逃れ等の現地調査への協力
 - カ 過積載運行の防止を徹底するため、関係団体で構成する兵庫県過積載防止対策連絡会議に参画し、「過積載運転の根絶」合同キャンペーンを展開

6 労働対策

交通労働災害撲滅は業界全体のイメージ向上につながるメリットをもたらし、更に、業界全体の輸送秩序改善に大きく寄与するため、次の諸活動を展開する。

- (1) 競争激化による就労条件の悪化が危惧される状況であり、勤務時間等に関する基準の遵守等について啓発活動を実施
- (2) 各種研修会を通じ労災事故防止・労災保険収支改善の啓発活動を実施
- (3) 巡回指導時に各種啓発リーフレットを活用した情報提供、相談業務を推進
- (4) 労働災害防止セミナーの開催(事故防止研修会と共催)
- (5) 労働保険・社会保険の未加入事業所に対する指導の徹底
- (6) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)に関する啓発
- (7) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部との連携を密にし、労働災害防止に向けた諸活動を実施
- (8) 少子高齢化社会における安定した労働力確保

7 交通対策

公共の道路を使用して業務を行うトラック運送業界にとって、交通安全、事故防止への取り組みは社会との共生を図る上で最重要課題であることは言うまでもない。

平成 21 年全国交通事故の死者数は、4,914 人（前年比 - 241 人）と、大幅な減少を示し、昭和 27 年以来 57 年ぶりに 4 千人台となった。

一方、兵庫県においても交通事故の死者数は、176 人（対前年 - 23 人）で、統計を取りだした昭和 22 年以来最低となり、死者数、事故数、負傷者数とも 5 年連続減少となった。

我々の交通事故防止対策への取組が着実に実を結んでいると言える。

しかしながら高齢者の占める割合は 40% と依然として高く、また、自家用自動車に比べ事業用自動車の減少率は鈍い。

当協会としては、昨年暮れに全日本トラック協会交通対策委員会にて承認決定された「トラック事業における総合安全プラン 2009」の数値を目標として、交通事故の更なる減少に向けて、以下の諸対策について全力を挙げて推進する。

（１）交通事故防止対策

ア 交通安全運動の実施

全国交通安全運動及び兵庫県交通安全県民運動に呼応し、各支部管内のパトロールを実施し、安全運動の P R とドライバーに対し安全意識の高揚を図る。

また、秋の交通安全運動期間中に、交通安全祈願祭ならびに交通事故犠牲者慰霊祭を実施する。

イ 交通・労災事故防止研修会の実施

運行管理者（中間管理者）及びドライバーを対象に、交通・労災事故防止を推進するための研修会を実施する。

ウ ドライバー等安全運転教育訓練の促進

ドライバー及び運行管理者の安全意識の高揚及び運転技能向上を目的に、総合的な教育施設を有する研修所において、「より実践に則した安全教育の普及」を促進する。

エ 視聴覚教材の貸出し

ドライバー向け安全運転教育用「事故防止啓発ビデオ」を貸し出すことにより、社内での安全運転教育の促進及び安全意識の向上を図る。

オ 自動車事故対策機構等の活用

（ア）運転適性診断受診の促進

自己の運転特性を認識し、安全運転への意識づけを図るとともに、運行管理者がドライバーに対し指導する有効な資料とするため、ドライバーに適性診断の受診を促進し、診断料の助成を行う。

（任意）一般診断 [3 年に 1 回を目途に]

（義務）初任診断 [運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者]

（義務）適齢診断 [65 歳以上の運転者]

（イ）運行管理者基礎講習並びに一般講習受講料の助成

カ 安全運転センターの活用

運行管理に役立てるため、運転経歴証明書申請料の助成をする。

キ 無事故・無違反運動「チャレンジ100」の実施

運転者の社会的責任の自覚と交通マナーの遵守により、安全意識の高揚を図るため実施する。

ク 児童に対する交通安全思想の普及

小学校1年の新入生を対象に、交通事故防止の教材（下敷き等）を作成配布し、学校教育を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。

ケ トラック教室の開催

各地域において児童、老人を対象にトラック教室を開催する。

コ トラックドライバーコンテストの実施

法規の遵守と運転技能及び整備点検技術の向上を図り、交通事故防止に努めるとともに、トラックドライバーに誇りをもたせ、社会的責務を自覚させることを目的に、会員事業所のドライバーを対象に4トン・11トン・トレーラ・女性の4部門によるコンテストを実施し、成績優秀選手を全国トラックドライバーコンテストに推薦する。

サ 「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、もって利用者の輸送ニーズ等の社会的要請に応えることを目的に年末年始の輸送繁忙期において全日本トラック協会実施計画に基づき運動を展開する。

シ 睡眠時無呼吸症候群診断受診助成

ス 被害軽減ブレーキ装着車導入助成

セ 後方視野確保モニター装着助成

ソ ドライブレコーダー導入助成

（新規事業）

新規事業として飲酒運転防止装置普及促進助成を実施する。

（2）トラックの日の行事開催

毎年10月9日の「トラックの日」を推進するにあたり、トラック運送業界が交通安全及び環境にも配慮して取り組んでいる姿を広く一般にPRするなどキャンペーンを展開する。

昨年は、神戸ハーバーランド高浜岸壁を出発点とするトラッ君スタンプラリーを開催。

ゴール地点広場にて支部・青年部がブースを出店、こども免許証コーナー、白バイコーナー、その他県警音楽隊による演奏などで盛り上った。

（3）燃料対策

トラック運送事業に不可欠な燃料の価格調査を実施し、広報誌「兵ト協ニュース」で定期的にその情報を会員に提供する。

また、兵庫県不正軽油対策協議会及び全日本トラック協会と連携し、不正(粗悪)軽油の使用防止のための啓発を図る。

(4) 緊急救援輸送対策

関係行政機関が実施する防災訓練・計画に参画するとともに、緊急輸送体制の充実を図る。

ア 兵庫県合同防災訓練予定 9月初旬 丹波

イ 兵庫県との防災協定に基づく緊急体制
登録車両 183両 (104事業所)

8 税制対策

軽油引取税をはじめとする自動車関係諸税の負担軽減及び簡素化に向けて、全日本トラック協会と連携を図りながら陳情・要望活動を行う。

- (1) 新たな負担となる新税創設反対
- (2) 中小企業後継者の事業継承を支援するための特例措置の強化
- (3) 消費税と自動車取得税の二重課税廃止及びガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消
- (4) 先進安全自動車(A S V) 取得に係る特例措置(自動車税・自動車取得税)の創設

9 消費者対策

引越・宅配など一般消費者と直接契約する運送業務に関連するトラブル等に対処するため、関係機関との連携による消費者対策を推進する。

- (1) 消費者契約法及び個人情報保護法を基本として、標準引越運送約款に関する事業者への指導
- (2) 国や自治体との連携により、苦情相談の受付と解決など消費者対策を推進
- (3) 引越運送に係るトラブル防止のため、専門知識を身につけた引越管理者の育成及び消費者への P R 活動を積極的に推進することにより、業界のイメージアップへの取組

1 0 関係法規対策

トラック運送事業の経営に関連する法規について研究し、会員に周知するとともに、適正な運用に努める。

1 1 広報対策

トラック運送事業の社会的地位向上を図り、トラック運送についての正しい理解を促進するための啓発を全日本トラック協会ならびに近畿トラック協会と連携して展開する。

また、兵庫県トラック協会が推進する事業を会員に周知するとともに、さまざまな情報を広く提供するため、広報誌「兵ト協ニュース」を毎月、環境情報誌「ROOT」を夏・冬年2回発行するとともに、ホームページの充実を図る。

1 2 交付金事業

適正な交付金制度の運用に努め、交付金に係わる事業計画の厳正な執行と基金の的確な運用及び施設等の正常な運営に努める。

1 3 支部活動の強化

本部と支部及び支部相互間の連絡協調を密にして、輸送秩序の確立、支部事業の活性化、地域社会の向上に努める。

1 4 関係諸団体との協調

自動車関係団体をはじめ諸団体との連携を密にし、共通事項に対する結束を固め、協会運営の円滑化を図る。

1 5 業種別専門輸送対策

現在設置されている13部会「路線部会、海上コンテナ部会、重量・鉄鋼部会、タンクトラック部会、百貨店部会、取扱部会、食品部会、セメント部会、引越部会、京阪神二十世紀梨輸送協力会、青年部協議会、女性経営者部会（天狼会）、ダンプ部会」において、それぞれ部門別の対応を図るとともに、次の共通事項を積極的に推進する。

- (１) 輸送秩序の確立
- (２) 交通事故及び労働災害防止等の推進
- (３) 運賃・料金・制度に関する調査研究
- (４) 荷主懇談会の開催
- (５) その他、環境保全、輸送、税制、労働時間の短縮、労働環境等に関する調査研究

会 費 の 額

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

平成 22 年度当協会の会費は下記のとおりする。

第 1 会費の額

1 平等割 登録台数(0—10)の会員 1 社につき (月額) 4,000 円

〃 (11—30) 〃 (月額) 5,400 円

〃 (31—50) 〃 (月額) 6,600 円

〃 (51 以上) 〃 (月額) 5,400 円

利用運送事業者 1 社につき (月額) 4,000 円

2 車両割 毎月 1 日現在における登録車両 1 台に対し、1 ヶ月につき

(1) 普通車及び特殊車

ア 1 会員の登録車両のうち 100 台まで 1 台につき (月額) 240 円

イ 〃 101 台から 200 台までの分 〃 (月額) 200 円

ウ 〃 201 台から以上の分 〃 (月額) 180 円

(2) 小型車(3.5 トン以下)

ア 1 会員の登録車両のうち 100 台まで 1 台につき (月額) 120 円

イ 〃 201 台以上の分 〃 (月額) 100 円

(3) 被けん引車

対象車両者数はトラクター保有台数を超えないものとする。

第 2 入 会 金 新規加入者の入会金は 70,000 円とする。

特別会員については、会費及び入会金は免除とする。

以上

自動車交通公害環境対策運営事業基金の一部処分(案)について

(社)兵庫県トラック協会では、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現のため、環境対策事業等を、平成２２年度も、引き続き実施することとしている。

しかしながら、これらの事業を実施するためには、当該年度の運輸事業振興助成交付金収入だけでは財源が不足する。このため、定款第４８条の規定により、下記のとおり自動車交通公害環境対策運営事業基金の一部を処分し、これら経費に充てることとしたい。

記

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 基金名 | 自動車交通公害環境対策運営事業基金 |
| 2 | 処分額 | ３，０００万円 |
| 3 | 充当経費 | 環境対策事業等 |

近代化基金の一部処分（案）について

(社)兵庫県トラック協会では、近代化融資及びNOx・排ガス融資等の利子補給助成事業を、平成22年度も、近代化基金運営事業特別会計で、引き続き実施することとしている。

しかしながら、これらの事業を実施するためには、当該年度の当基金の運用収入及び全ト協からの受取助成金収入等だけでは財源が不足する。このため、定款第48条の規定により、下記のとおり近代化基金の一部を処分し、これら経費に充てることとしたい。

記

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 基金名 | 近代化基金 |
| 2 処分額 | 3,000万円 |
| 3 充当経費 | 近代化融資及びNOx・排ガス融資の利子補給助成 |